

平成二十六年四月一日から消費税率八% 組合事業の利用料金等の留意事項

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」等による「消費税法および地方税法の一部改正」に伴い、平成二十六年四月一日から消費税率が五%から八%に引き上げられます。この法改正及び経過措置の適用から、広酪の事業利用料金も一部変更となります、以下に主な取引内容をもって紹介しますので留意ください。なお、消費税の改正内容等は国税庁のホームページ等をご覧ください。

一・生乳取引

「資産の引渡しがあった日」が基準とされ、平成二十六年四月一日の受託生乳分から八%となります。これに関連して、乳価構成においても同様に税率が変更となります。

二・購買品や市乳商品等の購買取引

前一同様に購買品や市乳商品等の販売については、平成二十六年四月一日以降に供給したものは八%となります。なお、平成二十六年三月三十一日までに予約注文した物であっても、物品を引き渡した供給日が基準となりますので、施行日以降での納品であれば消費税率は八%となります。

三・畜産近代化リース事業

この貸付事業は「所有権移転ファイナンス・リース取引」に該当します。貸付施設の引渡し時点の消費税率が適用され、その後の消費税率の変更があったとしても各リース料納入時の「消費税相当額」に変更はありません。

に係る消費税率は五%のまま変更はありません。

四・畜産環境整備リース事業

①平成十六年一月一日以降に貸付開始したリース(売買取引リース)
②貸付開始時期が平成二十六年三月末までのリース↓基本貸付料、譲渡代金共に五%が適用
③貸付開始時期が平成二十六年四月一日以降のリース↓基本貸付料、譲渡代金ともに八%が適用

■畜産リース事業の改正内容を示す図

区分	貸付開始時期	貸付期間			適用税率	
		平成16年1月1日	平成26年4月1日	平成27年10月1日	基本貸付料	譲渡代金
売買取引リース(平成十六年以降)	平成16年1月1日 ～ 平成26年3月31日	→			5%	
	平成26年4月1日～平成27年9月末	→			8%	
	平成27年10月1日～	→			10%	
賃貸借取引リース(平成十五年以前)	平成15年12月31日以前	→			5%	
		→			5%	8%
		→			5%	10%

以降は八%が適用。

③前②の八%税率の適用から、この支払に充てる任意積立金が不足することも想定されます。任意積立金の変更を希望される方は、事業

従いまして、平成二十六年三月三十一日迄に引渡しされた貸付施設

①基本貸付料…平成二十六年四月一日以降は五%が適用。
②譲渡代金…平成二十六年四月一日

推進課までご連絡下さい。

五. 乳用牛購買事業

(乳用牛導入事業)

「平成二十六年三月三十一日迄に乳用牛の引渡し完了している場合は、資産の引渡日が基準となり、消費税率は5%となります。この場合、支払方法が六か月後一括、六か月分割支払など、平成二十六年四月一日以降であっても消費税率は5%となります。

六. 乳用成雌牛貸付事業・

3M事業(乳用牛導入事業)

「資産の貸付」に該当し、経過措置の適用があります。

(例)

①平成二十六年四月一日以後の契約

八%が適用になります。

②平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日の間の契約

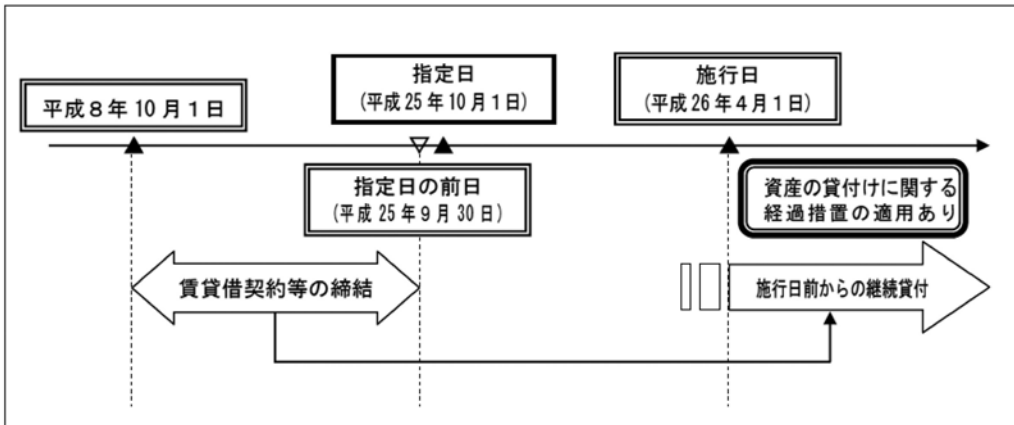
経過措置の対象となりませんので、平成二十五年十月一日から平成二十六年三月三十一日まで

の施行日迄は5%、平成二十六年四月一日からは八%が適用となります。

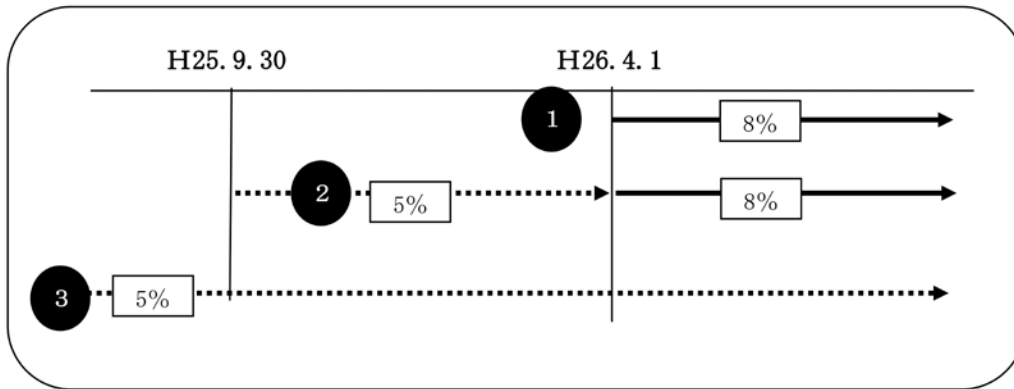
③平成八年十月一日から平成二十五年九月三十日迄の契約

経過措置の対象となりますので5%が適用されます。

■資産の貸付に関する経過措置



■乳用成雌牛貸付事業・3M事業の改正内容(①、②、③)のパターン



七. 酪農ヘルパー事業

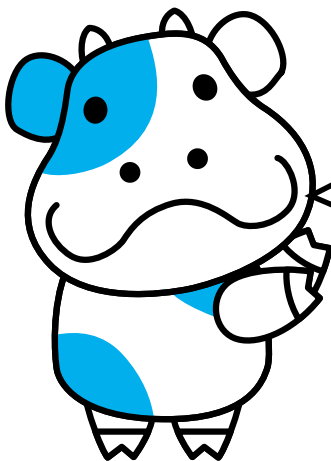
夕方・朝の派遣を一セットとした利用料金体系から、平成二十六年三月三十一日の夕方から平成二十六年四月一日の朝にかけての派遣は、この派遣業務が終了した日が施行日(平成二十六年四月一日)以後となることから、「人的役務の提供の完了日」として消費税率は8%が適用となります。

八. 登録事業

「らくのうだより」前月号(平成二十六年二月号、No. 二三九)の二十一頁をご確認下さい。

九. 預り金払戻手数料

平成二十六年四月から税込七五六円になります。



広酪の事業利用料金も一部変更となります
ご理解願います

「初乳」の出荷は禁止されています 出荷開始前に必ず検査を！



「初乳」とは分娩後約1週間以内の乳を言い、食品衛生法では分娩後5日以内の生乳出荷は禁止されています。初乳を出荷する場合には、この期間終了後に必ず初乳検査を実施されますようお願いします。万一、これらの生乳が混じって、血乳反応が出た場合には生乳廃棄となり、一度タンクローリーに入れば、自らの生乳廃棄のみならず、他の生産者の生乳までも廃棄することとなります。また、これにより直送地区等で乳業社の受乳拒否となれば、輸送コストにまで影響を与え、生乳生産量の減少だけでなく、集送乳経費の増加にまで影響を与えます。生乳検査については初乳のみならず、抗生物質投与後の休薬期間後の検査も徹底しましょう。

廃プラ回収のお知らせ!!

平成26年度第1回目の回収を次の日程で行います。回収希望の方は最寄りの回収場所に時間厳守のうえお持ち込み下さい。なお、回収日前日迄には申込書を本所事業推進課、又は各事業所へ提出下さい。申込書は最寄りの各事業所に備えております。問い合わせは事業推進課又は最寄りの事業所まで。

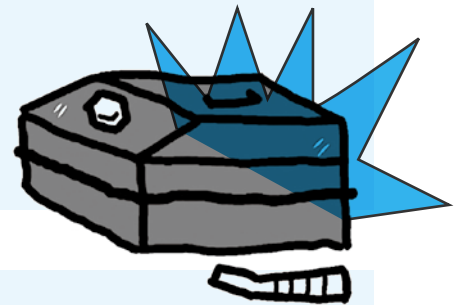
回収場所	回収日	回収時間
高宮ミルクボーイ	4月21日(月)	何れの会場も午前11時～午後3時まで
西部事業所	4月22日(火)	
東部事業所	4月23日(水)	
みわTMRセンター	4月24日(木)	
庄原TMRセンター	4月25日(金)	

「ガソリン携行缶」取扱注意！

昨年8月、京都府福知山市の花火大会会場で、携行缶から発電機に給油しようとして爆発炎上し、多数の死傷者が出るといった痛ましい事故が発生しました。消防法等の改正によって、ガソリンスタンドでのガソリン持ち帰りも携行缶が必要となっています。取扱いには十分気を付け安全に作業を行きましょう。

◆ガソリン携行缶を取り扱う際の注意事項

1. 可燃性蒸気が流出しないよう、必ず密栓して下さい。
2. 携行缶の内圧が高くなっている場合があるので、蓋を開ける前にエア調節ネジを緩めてエア抜きを行って下さい。
3. 消防法令で定める基準に適合した金属製容器（試験確認済証の表示）を使用して下さい。
4. 直射日光の当たる場所や高温の場所に置かないで下さい。
5. 発電機等に注油する際は、必ずエンジンを停止して行って下さい。



◆ガソリンの危険性

1. 気温が-40℃においても可燃性蒸気を発生し、静電気などを原因とする小さな火源でも引火します。
2. 可燃性蒸気は空気より重く、低所に溜まりやすい性質を持ちます。
3. 比重が水よりも軽いため、ガソリン火災を水で消火しようとするれば、ガソリンが水に浮き被害が広がります。